

【契約書別紙】

1. 担当者：福祉係 菅原 山本（生活相談員、介護支援専門員）

2. サービスの内容

・居室

4人部屋	20室 (36㎡が7室) (32㎡が13室)
短期入所生活介護専用2人部屋	1室(18㎡)

・食事

	1階食堂	2階3階談話コーナー、居室
朝食	7:15~	7:00~
昼食	11:45~	11:45~
夕食	18:00~	18:00~

・入浴

種類	回数	時間
一般浴	週2回	火曜、金曜の原則として午後
特浴	週2回	月曜、木曜の午前または午後

体調不良などで入浴できない場合は、清拭を行います。

・介護

施設サービス計画に沿って、下記の介護を行います。

着替え、排泄、食事等の介助

おむつ交換、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等

・機能訓練

2階のリハビリ室にて、マッサージ師、理学療法士（PT）による機能訓練を行います。

なお、作業療法（OT）は、1階作業訓練室で行います。

・生活相談

常勤の生活相談員が、介護以外の日常生活に関することも含め、ご相談に応じます。

・健康管理

- ・看護職員は、原則として、祝日を除く月曜から土曜に日勤で勤務しており、お客様の健康管理、処方薬の管理などをいたします。夜間休日など看護職員不在の際には、介護職員がサービスを提供いたします。
- ・非常勤の嘱託医が次のよう到来園しますので、定期的に診断を受けることができます。

医師名	医療機関名	診療科目	来園日
高山宏夫	高山外科眼科医院	外科、内科、	金曜
五味淵高志	恩方病院	精神科	火曜
野下秋恵	野下皮膚科	皮膚科	第4木曜

・次のように検査を行います。

検査内容	実施時期等
胸部レントゲン検査 心電図検査	恩方病院に委託し、調整の上、 10月頃実施予定
血液検査	個々の誕生月に実施
体重測定、血圧測定 検尿（肝機能、尿糖、潜血、尿蛋白）	隔月実施

・理美容サービス

理容師が来園し、理容サービスを実施いたします。料金は1回1000円です。

・行政手続き代行

行政手続きの代行を受け付けます。ご希望の方は相談員にご相談下さい。

・所持品保管

居室に備えてある、作り戸棚や飾り戸棚、床頭台などをご利用ください。

・レクリエーション

下表のように、各種レクリエーション活動を行います。ご家族の方もどうぞご参加ください。なお、行事によっては、別途参加費がかかるものがございます。詳しくは、毎月の「長寿園ニュース」をご覧ください。

行 事 名	定例実施日	内 容
誕生会	第 3 水曜	演芸等。 八王子隣保館保育園との交流
ホーム喫茶	第 4 金曜	ご希望による飲食
ショッピング	第 1 第 2 第 3 金曜	近隣店舗への送迎、付き添い ボランティア協力
レクリエーションの日	土曜	歌、風船バレーボールなど
夕涼み会	8 月	
運動会	年度毎に検討	八王子隣保館保育園との交流
風船バレーボール大会	(未定)	八王子施設長会主催行事

次のようにクラブ活動を実施いたします。

クラブ名	定例実施日
生花クラブ	第 2 第 4 火曜
詩吟クラブ	第 2 第 4 水曜
民謡クラブ	第 1 第 3 土曜

3. 利用料金

(1) 介護保険法に定める法定料金（施設利用料金）

平成 12 年 4 月 1 日以後の入所の方

	1日あたりの自己負担額	30日あたりの自己負担額
要介護 1	7 6 2 円	2 2 , 8 5 5 円
要介護 2	8 3 6 円	2 5 , 0 8 0 円
要介護 3	9 1 0 円	2 7 , 2 7 5 円
要介護 4	9 8 4 円	2 9 , 5 0 1 円
要介護 5	1 , 0 5 7 円	3 1 , 6 9 5 円

平成 12 年 3 月 31 日以前より入所の方

	1日あたりの自己負担額	30日あたりの自己負担額
要介護 1	7 6 2 円	2 2 , 8 5 5 円
要介護 2・3	8 7 7 円	2 6 , 3 0 3 円
要介護 4・5	1 , 0 2 0 円	3 0 , 5 9 8 円

- 施設利用料金は、基本サービス費、日常生活継続支援加算、看護体制加算()、看護体制加算()、夜勤職員配置加算、精神科医療養指導加算、個別機能訓練加算、栄養マネジメント加算の合算です。

	内容
基本サービス費	介護保険に定める基本サービス料。(ご利用者：介護職員、看護職員の割合が、3：1以下となっております。)
日常生活継続支援加算	要介護4～5の方が65%以上または認知症日常生活自立度が以上の方が60%以上であり、かつ一定以上の介護福祉士を配置している場合に加算いたします。
看護体制加算()	常勤の看護師を一名以上配置している場合に加算いたします。
看護体制加算()	看護職員の数が、一定以上を上回って配置され、24時間の連絡体制が確保されている場合に加算いたします。
夜勤職員配置加算	夜勤職員が最低基準を一以上上回っている場合に加算いたします。
精神科医療養指導加算	精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月2回以上行われます。
個別機能訓練加算	機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種が共同して、個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行っている場合に加算いたします。
栄養マネジメント加算	医師、管理栄養士等が共同して、入所者ごとに栄養状態を把握し、個々人の摂食・嚥下機能に着目した食形態に配慮した栄養ケア計画の作成、栄養管理、定期的な栄養状態の記録が行われている場合に加算いたします。

- その他、下表のような介護保険給付の取扱いをいたします。

	自己負担額	内容
経口移行加算	1日あたり 約30円	経管により食事を摂取するご利用者について、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合に加算いたします。
経口維持加算()	1日あたり 約30円	経口で食事が摂取できるものの著しい摂食機能障害を有し、造影撮影または内視鏡検査において誤嚥が認められるご利用者について、医師の指示に基づき経口維持計画を作成し管理を行った場合に加算いたします。
経口維持加算()	1日あたり 約6円	経口で食事が摂取できるものの摂食機能障害を有し、誤嚥が認められるご利用者について、医師の指示に基づき経口維持計画を作成し管理を行った場合に加算いたします。
療養食加算	1日あたり 約24円	医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合に加算いたします。
初期加算	1日あたり 約32円	入所後30日間、または、30日を超える病院等への入院後に再び入所した後の30日間にご負担が発生します。

外泊時加算	1日あたり 約257円	病院等に入院した場合及び外泊した場合に1ヶ月につき6日分、最大2ヶ月で12日分のご負担が発生します。
看取り介護加算		<p>医師が終末期にあると判断した入所者について、医師、看護師、介護職員等が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行い、施設・居宅で死亡した場合に、死亡前30日を限度として加算いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1日あたり約84円（死亡日以前4日以上30日以下） ● 1日あたり約711円（死亡日の前日及び前々日） ● 1日あたり約1338円（死亡日）
在宅復帰支援機能加算	1日あたり 約11円	居宅介護支援事業者や主治医との連携を図るなど、在宅復帰支援を積極的に行い、かつ、一定割合以上の在宅復帰を実現している場合に加算いたします。
退所前後訪問相談援助加算	1回あたり 約481円	退所し居宅で生活される場合、その居宅を訪問し退所後の福祉サービス等について相談援助を行った場合に加算いたします。
退所時相談援助加算	1回あたり 約418円	退所し居宅で生活される場合、その居宅を訪問し退所後の福祉サービス等について相談援助を行い、地域包括支援センターなどに必要な情報を提供した場合に加算いたします。
退所前連携加算	1回あたり 約523円	退所して居宅で生活される場合、退所に先立って居宅サービス計画を立案するケアマネジャーに必要な情報を提供し、居宅サービス利用に関する調整を行った場合に加算いたします。
若年性認知症利用者受入 加算	1日あたり 約126円	初老期における認知症によって要介護状態となった方に加算いたします。
口腔機能維持管理加算	1月あたり 約32円	歯科医師等が介護職員に対して口腔ケアに係る技術的助言・指導を月一回以上行い、かつ、口腔ケア・マネジメント計画作成にあたり助言・指導が行われている場合に、加算いたします。
認知症専門ケア加算（ ）	1日あたり 約4円	認知症日常生活自立度が 以上の方が1/2以上であり、定められた研修を一定以上の職員が修了しており、認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導会議を定期的実施している場合に加算いたします。
認知症専門ケア加算（ ）	1日あたり 約5円	認知症専門ケア加算（ ）の要件を満たし、かつ、定められた認知症介護指導者研修修了者がおり、介護・看護職員ごとの研修計画を作成、実施する場合に加算いたします。
サービス提供体制強化加算	介護従事者の専門性等のキャリアに着目した評価加算をいたします。（日常生活継続支援加算を算定する場合は、算定いたしません。）	
	1日あたり 約13円	介護職員のうち介護福祉士の占める割合が50%以上。
	1日あたり 約7円	看護・介護職員のうち、常勤職員の占める割合が75%以上。

	1日あたり 約7円	看護・介護職員等のうち、3年以上の勤続年数のある者が30%以上。
--	--------------	----------------------------------

(2) 所定料金[介護保険法で、基本サービス(施設利用料金)とは別に利用者が自己負担することとされ、事業所ごとに利用者との契約に基づくとされているもの]

食費

1日あたり 1,380円

居住費

1日あたり 320円

食事代と居住費については、減免措置の制度があります。(下表参照)

利用者負担段階	対象		食費 (1日)	居住費 (1日)
第1段階	生活保護受給者		300円	0円
		老齢福祉年金受給者		
第2段階	世帯全員が 住民税世帯 非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	390円	320円
第3段階		利用者負担額第2段階以外の方(課税年金収入が80万円超266万円未満の方など)	650円	320円

日常生活費

1日あたり 100円

< 日常生活費の内容 >

項目	内容
日用品費	ウェットティッシュ、使い捨てカイロ、熱救急シート、入れ歯洗浄剤、入れ歯安定剤、歯ブラシ、歯磨き粉、綿棒、カミソリ、薬用石鹸、電池(単一、単二、単三)、スタイリングウォーター、シェービングフォーム、ベビーオイル、フェースクリーム、ハンドクリーム、シャンプー、化粧水、乳液、ティッシュペーパー、入れ歯ケース、舌ブラシ、歯間ブラシ、うがい薬、
タオルリース代	フェースタオル、浴用タオル

個別サービス利用料金

項目	料金
預かり金等管理費	1日 200円 (通帳、預かり金及び立替金管理手数料)
理髪代	1回 1000円
生花クラブ材料費	1回 500円
ホーム喫茶代	実費
外来付き添い費用	1回 1500円
買い物代行費用	買い物代金の5%
文書コピー代	1枚 10円

- その他個別でご希望されたサービスについては、実費をいただきます。

(3) 利用料金の減免措置制度

高額介護サービス費の支給

1ヶ月の介護サービスの1割負担の合計額が、所得に応じた一定の上限額を超えた場合には、超えた分が申請により払い戻されます。

利用者負担段階	対象	上限額
第1段階	生活保護受給者	個人で15000円
	老齢福祉年金受給者	個人で15000円
第2段階	世帯全員が住民税世帯非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
		利用者負担額第2段階以外の方(課税年金収入が80万円超266万円未満の方など)
第3段階	上記以外の方	個人で15000円 世帯で24600円
第4段階	上記以外の方	世帯で24600円
第4段階	上記以外の方	世帯で37200円

その他

次のような負担軽減制度があります。詳しくは、保険者または施設窓口にお問い合わせください。

- 旧措置入所者の負担軽減
- 高齢夫婦世帯等の居住費・食費の軽減(第4段階の方)
- 利用料を支払った場合に、生活保護の適用となる方の負担軽減

4. 緊急時の対応方法

- お客様に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、緊急連絡先に速やかに連絡いたします。

< 緊急連絡先 >

お名前	様 (続柄:)		
住所			
電話番号	ご自宅	-	- (FAX 有・無)
	連絡先 (勤務先等)	-	-
	携帯電話	-	-

5 . 相談、要望、苦情等の窓口

担当：福祉係 菅原 山本 (生活相談員、介護支援専門員)

電話：0 4 2 - 6 2 2 - 0 1 1 9

上記内容の説明をしました。

平成 年 月 日

事業者

東京都八王子市叶谷町 1 1 3 3 番地

社会福祉法人 東京都福祉事業協会

長 寿 園

園 長 佐 治 孝 洋 印

上記内容の説明を受け、了承しました。

平成 年 月 日

利用者

住所

氏名

印

(代理人)

住所

氏名

印